

○グレーゾーン解消制度（第3四半期：平成27年10月～12月）

件名	申請業者名	関係法令	概要	対応状況	お問い合わせ先
インターネット上で、提携している一般廃棄物収集運搬許可業者等の利用者の集客について	中堅・中小企業の抜本的財務改善等を行うコンサルタント	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（環境省）	提携している一般廃棄物収集運搬許可業者等の利用者をインターネット上で集客する事業は、一般廃棄物等の収集又は運搬を行うのではなく、インターネット上で提携会社の利用者を集客することであり、一般廃棄物等の収集又は運搬に携わらず、廃棄物の排出者と収集運搬許可業者が締結する廃棄物の収集運搬業務契約に介在しない限りにおいては、現行の廃棄物処理法上規制されているものではないことが確認された。	回答済み (10月26日)	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 03-5501-3154

※当該事案に関しては、平成29年3月21日付廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」についても、あわせて参照されたい（平成31年2月21日更新）。